

□議員名：水津 治

1 小学校・中学校のバス通学について

論点	バス通学が可能な小・中学校の現状を聞く。
回答	児童・生徒の通学手段は法令等や学校の校則に定めはない。古くからの慣習により、徒歩による登下校を基本としており、徒歩で困難な場合には自転車、自転車でも困難な場合にバスによる通学を認めている。

論点	バス通学ができる要件を聞く。
回答	徒歩や自転車通学が困難で自力通学が難しく、学校が一人一人の事情を考慮して判断することとなり、その点ではほとんどの地域や学校でバス通学に制限があるといえる。

論点	厚狭の北部では4年生まで、埴生の福田地区では2年生まで、バスカードを市が無償交付しているが、対象学年を拡大できないか。
回答	対象学年の拡大の要望は以前から自治会長等から数回あった。44年前くらいの分校の廃校を根拠に要望を拒むということは難しいと部分的には感じている。これについては預らせて検討していきたい。

2 小学生・中学生の自転車通学について

論点	自転車通学が可能な小・中学校の現状を聞く。
回答	小学校では通学距離が4km以上で、保護者の希望により自転車通学届が出された場合に許可している。現在は埴生小の4年生1人が許可されている。中学校では、各学校ごとにそれぞれ基準を定めて、要件を満たした生徒について自転車通学が許可されている。

論点	自転車通学ができる要件を聞く。
回答	通学距離がおおむね2kmであること、日没が早まる11月から3月まで希望するもの、自転車通学が許可された自治会に居住するもの、土日、祝日に部活動で登下校をするもの、特別な理由があるもの、自転車通学の決まりが守れるもの等を要件としている。

論点	中学生の登下校時の自転車事故の状況と事故原因に小学校の時に自転車に慣れていないことが原因と考えられないか。
回答	平成 28 年度が 9 件、平成 29 年度が 7 件、30 年度が 11 件で、今年度の登下校中の事故原因は、自動車との接触が 7 件、転倒が 3 件、自転車同士との衝突が 1 件である。中学校においては自転車教室等を実施し体験不足を補っている現状である。

3 バスの無償化について

論点	安心安全な通学ができるよう、市内の全ての小学生・中学生に、通学のバスの無償化ができないか。
回答	登下校の安全を保つために今後も見守り活動を継続して頂けるように学校と地域の円環な連携協働が図られるとともにコミュニティスクールや地域教育ネットの活動を支援してまいりますので、バス通学の費用を無償化することは考えていない。

論点	無償化により地方バス路線維持費補助金の減額に繋がらないか。
回答	利用者向けの補助制度を新設することは、公共交通機関の利用促進といった点において、また市民サービスの向上を図る上でも大変よいことではあるが、事業把握や制度設計など、慎重に研究知る必要があると考える。